



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会社名 タキヒヨー株式会社
代表者名 取締役社長 滝 一夫
(コード番号 9982 東証・名証市場第一部)
問合せ先 専務取締役スタッフ部門統轄
武藤 篤
(TEL. 052-587-7010)

取締役に対する新株予約権の割当てに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 19 年 5 月 23 日開催の当社第 96 期定時株主総会の決議に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権について具体的な発行内容を、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 新株予約権を発行する理由

取締役報酬において、当社の株価や業績との連動性を高め、株価の上昇・下落によるリターン・リスクを株主と共有することにより、株価上昇や業績向上への意欲及び士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する。

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称

タキヒヨー株式会社 2015 年取締役新株予約権 B プラン（以下、「B プラン」という）

2. 新株予約権の割当て対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数

当社取締役 7 名 77 個

その内訳は、B プラン 7 名 77 個

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 1,000 株とする。

なお、新株予約権発行日（以下「発行日」という）後に、当社が当社普通株式の分

割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。

4. 新株予約権の割当日

平成27年6月19日

5. 新株予約権の払込金額またはその算定方法

ブラックショールズモデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} N(d) - X e^{-rT} N(d - \sigma \sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma \sqrt{T}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格（ C ）
- ② 株価（ S ）：平成27年6月19日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）
- ③ 行使価格（ X ）：1円
- ④ 予想残存期間（ T ）：Bプラン 10年
- ⑤ 株価変動性（ σ ）：Bプラン 10年間（平成17年6月20日から平成27年6月19日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した変動率
- ⑥ 無リスクの利子率（ r ）：残存年数がBプランの予想残存期間に対応する国債の利子

率

- ⑦ 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金（平成27年2月期の配当実績）÷上記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 ($N(\cdot)$)

(注) 上記2に記載する者に対して、当該新株予約権の発行価格の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬の請求権と、新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することをもって当該新株予約権を取得させます。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式数を乗じた金額とする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

Bプラン 平成27年6月20日から平成47年6月19日までとする。

8. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日（以下「権利行使開始日」という）から10日間に限り行使することができるものとする。
- ② 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の（ア）、（イ）に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
 - （ア） 新株予約権者が、Bプランにおいて、平成46年6月19日までに権利行使開始日を迎えた場合、平成46年6月20日以降新株予約権を行使することができるものとする。
 - （イ） 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。
- ③ 新株予約権1個当たりの一部行使はできない。
- ④ その他の条件については、株主総会の承認および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

10. 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が第11項の規定により新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

11. 新株予約権の権利喪失

第7項に定める新株予約権を行使できる期間中といえども、次の場合においては、直ちに新株予約権を喪失する。

- ① 新株予約権者の故意または重大な過失により、会社に重大な損害を与えた場合
- ② 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

12. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

13. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱いについて

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

1 4. 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨てについて

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

1 5. 新株予約権証券

新株予約権者は当社に対して、新株予約権証券の発行請求を行わないものとし当社も新株予約権者に対して新株予約権証券の発行は行わないものとする。

以上